

商品概要説明書

J A 香川県 スペシャル定期貯金「ウインター2025」

(令和7年1月4日現在)

商 品 名	J A 香川県 スペシャル定期貯金「ウインター2025」 ※この商品は「スーパー定期貯金」の商品内容を一部変更したものです。											
ご利用いただける方	個人のみ											
募集総額	300 億円 ※募集総額に達した翌営業日に取扱いを終了する。											
取扱期間	令和7年11月4日から令和8年1月30日											
預入期間	1年（単利型）、5年（複利型）											
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入限度額 （4）預入単位	一括預入※自動継続型（元金継続または元利金継続）または非自動継続型のお取扱いができます。 10万円以上 ※新規預入（他金融機関等からの預入）に限ります。 ※当組合の当座性貯金（普通貯金・貯蓄貯金等）からのお預替えの場合、令和7年10月1日（水）以後に、現金（小切手）・他行からの振込み等によりお預入れされた資金※のみ対象とします。 ※「給与」、「年金」、「各種手当」、「販売代金」、「土地代金」、「相続財産」、「家賃等の不動産収入」、「投資信託の償還金」、「共済満期・返戻金」等 — 1円単位											
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。											
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	預入時の約定利率を満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、 ※令和19年12月31日までの適用となります。 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。											
手 数 料	—											
適用金利	当初預入れ時のみ次のとおりとします。 <table><tr><td>預入方法</td><td>1年（単利型）</td><td>5年（複利型）</td></tr><tr><td>店頭窓口</td><td>年0.60%（税引前）</td><td>年0.95%（税引前）</td></tr><tr><td>店頭窓口 （「JA バンクアプリ プラス」 ログイン後画面を 提示いただいた個人の方のみ）</td><td>年0.65%（税引前）</td><td>年1.00%（税引前）</td></tr></table> ※取扱期間中に金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります。 ※自動継続型の場合、ご継続時は「スーパー定期貯金」の店頭表示金利が適用されます。			預入方法	1年（単利型）	5年（複利型）	店頭窓口	年0.60%（税引前）	年0.95%（税引前）	店頭窓口 （「JA バンクアプリ プラス」 ログイン後画面を 提示いただいた個人の方のみ）	年0.65%（税引前）	年1.00%（税引前）
預入方法	1年（単利型）	5年（複利型）										
店頭窓口	年0.60%（税引前）	年0.95%（税引前）										
店頭窓口 （「JA バンクアプリ プラス」 ログイン後画面を 提示いただいた個人の方のみ）	年0.65%（税引前）	年1.00%（税引前）										
付加できる特約事項	（1）自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） （2）マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いが可能です。 （3）個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用可能です。											
中途解約時の取扱い	（1）約定した預入れ期間が1年（単利型）の場合 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 ② 6か月以上1年未満 解約日における普通貯金利率 約定利率×50%											

	ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (2) 約定した預入れ期間が5年(複利型) 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×10%</td></tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td><td>約定利率×25%</td></tr> <tr> <td>⑦ 3年以上4年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>⑧ 4年以上</td><td>約定利率×65%</td></tr> </table> ただし、②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×10%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×20%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×25%	⑦ 3年以上4年未満	約定利率×40%	⑧ 4年以上	約定利率×65%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																
② 6か月以上1年未満	約定利率×10%																
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×10%																
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%																
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×20%																
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×25%																
⑦ 3年以上4年未満	約定利率×40%																
⑧ 4年以上	約定利率×65%																
貯金保険制度 (公的制度)	保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融部金融管理課(電話:087-825-0227)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) 岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)																
その他参考となる 事項	(1) 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 (2) 自動化機器(ATM)によるお預入れはできません。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A香川県